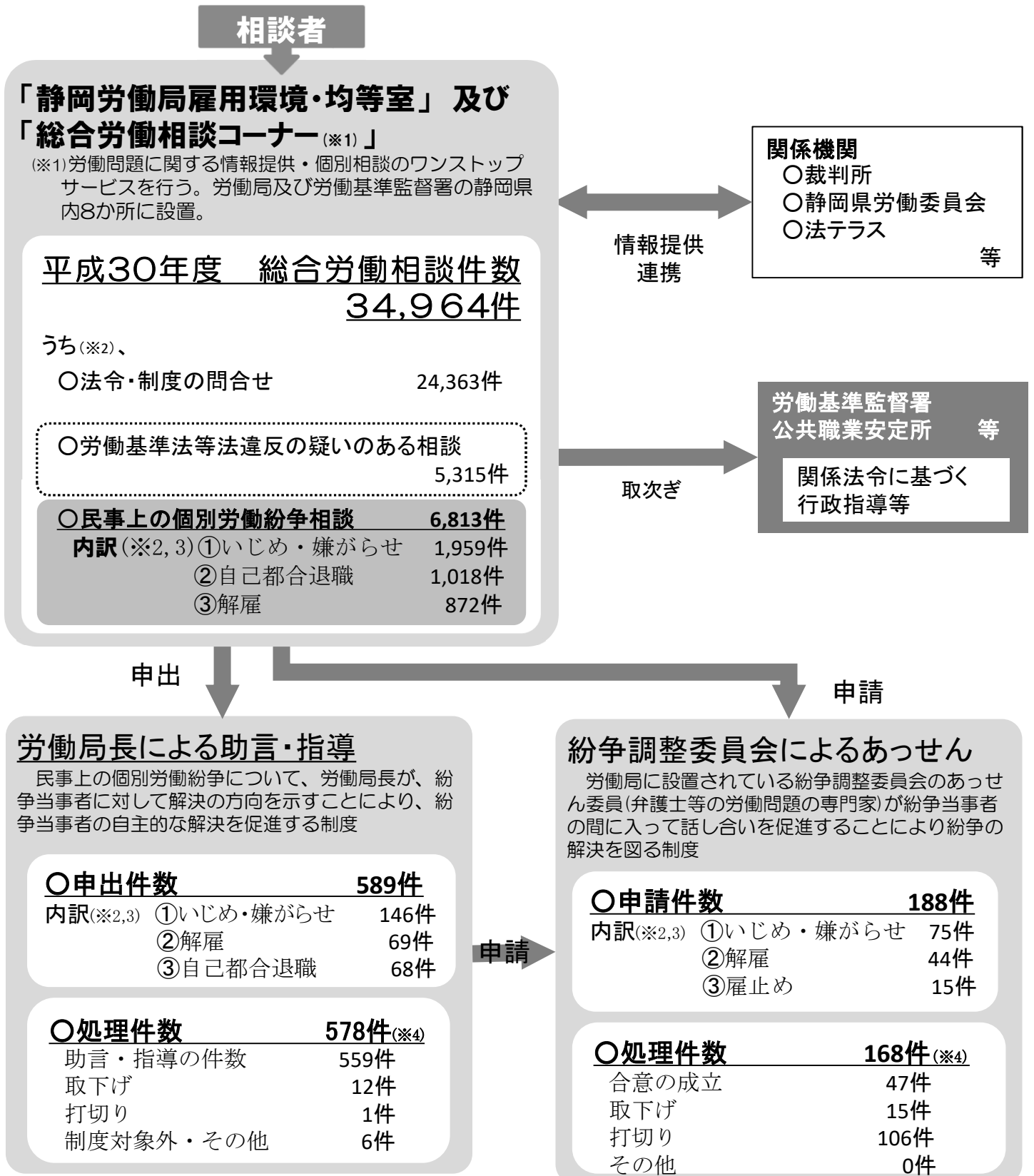


# 1 平成30年度相談件数及び個別労働紛争解決制度の施行状況（静岡労働局）



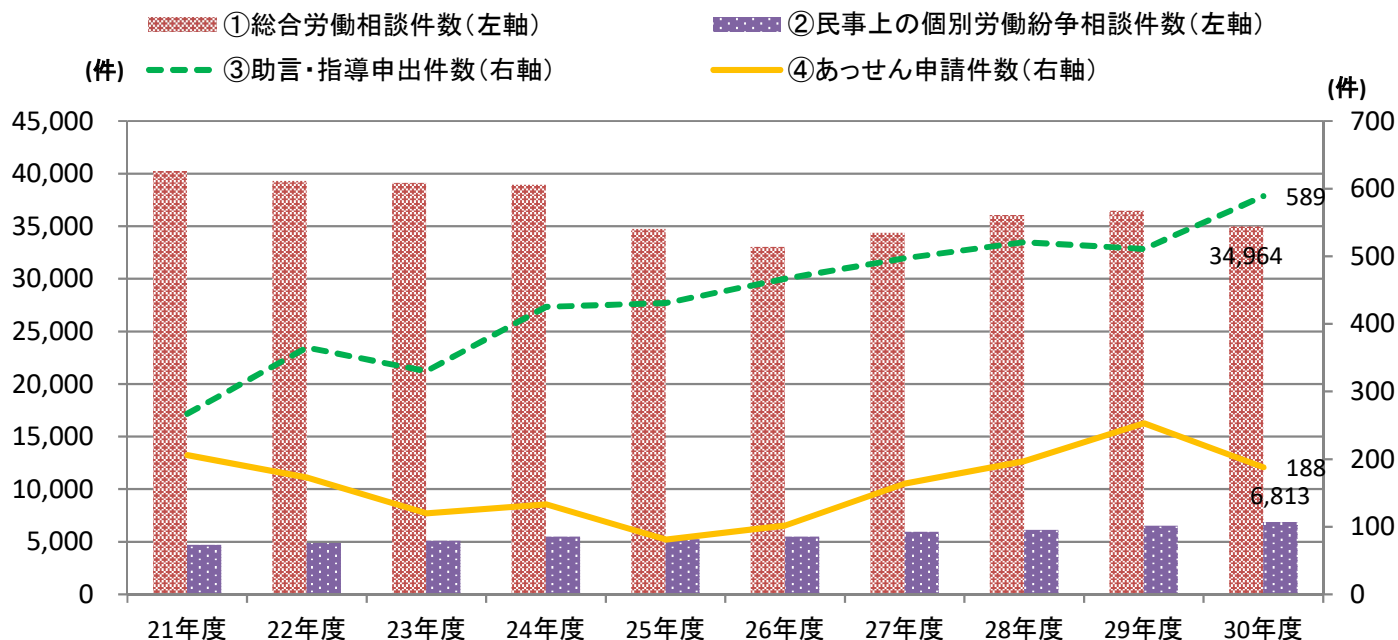
※2 相談内容が複数の場合があり、内訳と合計とは一致しない。

※3 「その他」「その他の労働条件」を除く。

※4 年度内に処理が完了した件数であり、当該年度以前に申出又は申請があったものも含む。

## 1-1 総合労働相談、民事上の個別労働紛争相談、助言・指導申出、あっせん申請件数の推移 (静岡労働局)

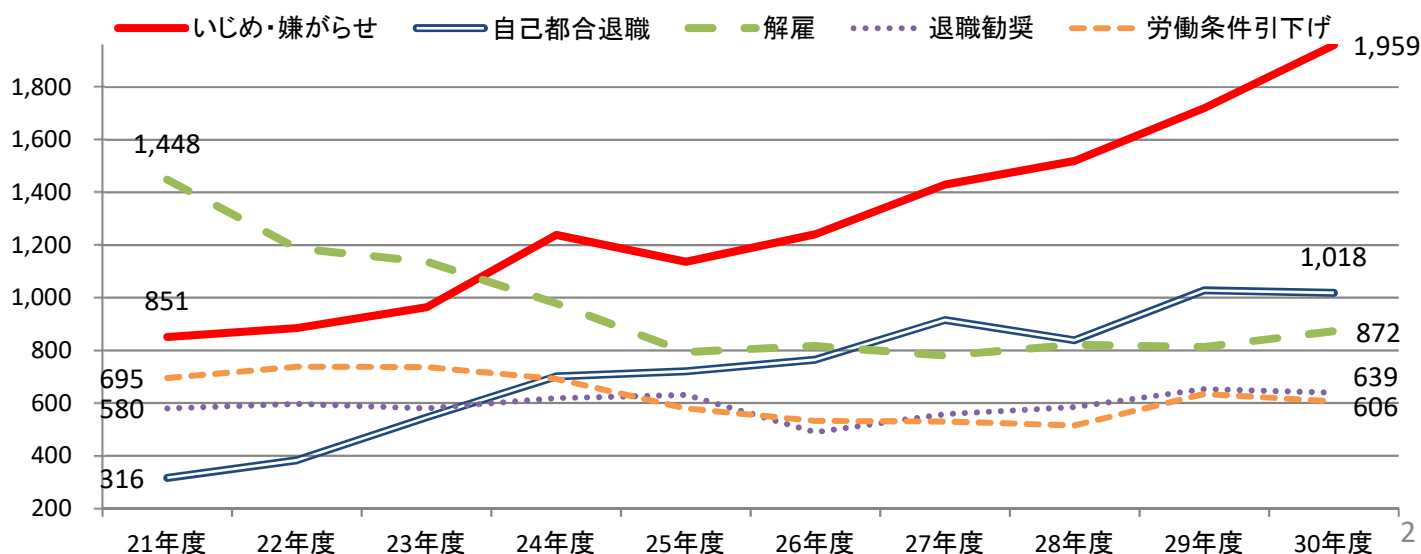
○総合労働相談の件数は34,964件。前年度より1,490件減(-4.1%)。  
 ○民事上の個別労働紛争相談件数は6,813件。前年度より285件増(+4.4%)。  
 ○助言・指導申出件数は589件。前年度より78件増(+15.3%)。あっせん申請件数は188件。前年度より65件減(-25.7%)。



## 1-2 主な民事上の個別労働紛争相談の件数の推移 (静岡労働局)

(※「その他の労働条件」「その他」を除く ※相談内容が複数の場合があるため合計8,464件。1-1の相談件数と一致しない)

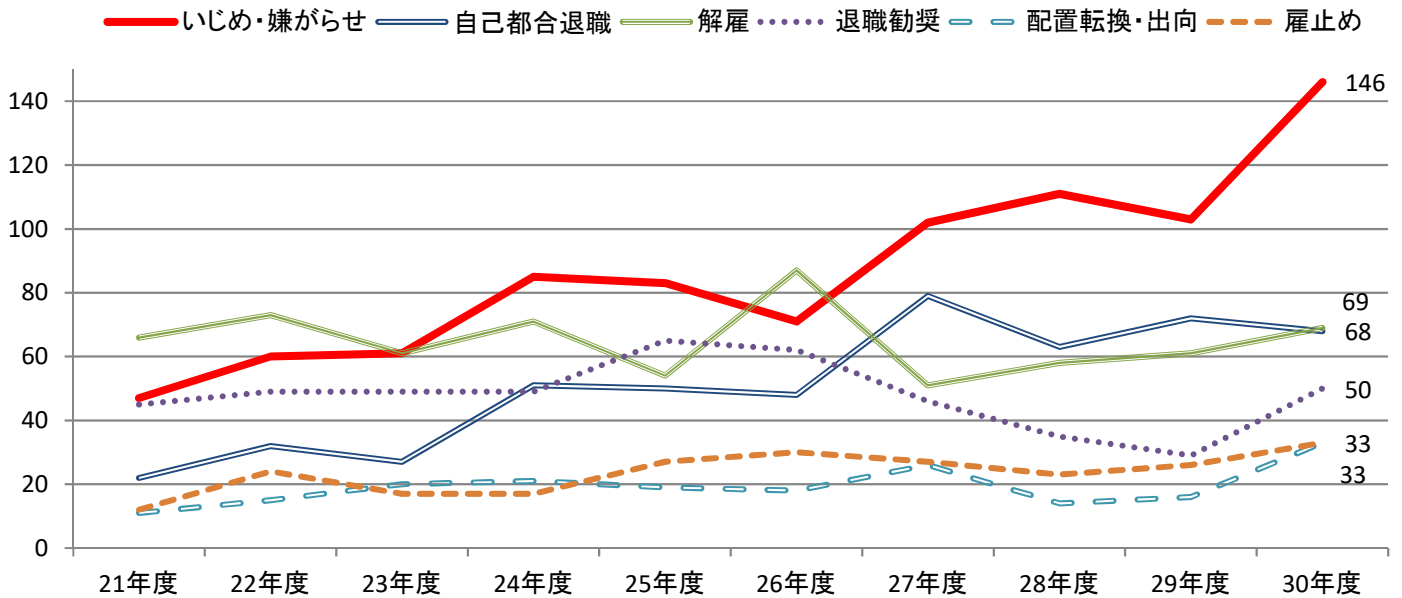
○民事上の個別労働紛争相談のうち、最も多いのは「いじめ・嫌がらせ」で1,959件。平成24年から7年連続で最多となり、全体(内容別件数合計8,464件)の23.1%を占めている。前年度から239件増(+13.9%)。  
 ○次いで多いのは「自己都合退職」に関する相談1,018件(前年度から10件減、-1.0%)、3番目に多いのは「解雇」に関する相談で872件(前年度から59件増(+7.3%))。



### 1-3 主な助言・指導申出件数の推移 (静岡労働局)

(※「その他の労働条件」「その他」を除く ※申出内容が複数の場合があるため合計752件。1-1の申出件数と一致しない)

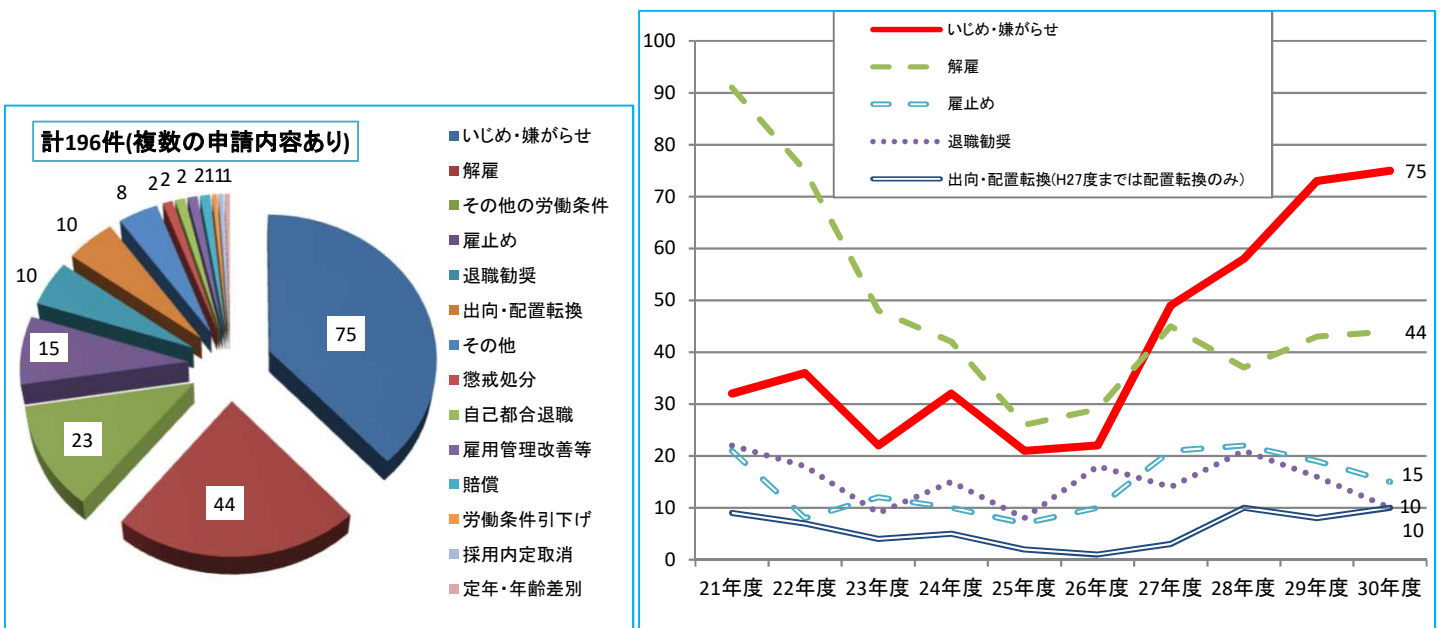
○助言・指導申出が最も多いのは「いじめ・嫌がらせ」で146件。前年度より43件増(+41.7%)。4年連続で最も多い。  
 ○2番目に多いのは「解雇」で69件。前年度より8件増(+13.1%)。以下、「自己都合退職」68件、「退職勧奨」50件、「雇止め」と「配置転換・出向」(※)が同数で33件、労働条件引下げ31件。  
 ※平成27年度までは「配置転換」のみの件数。



### 1-4 あっせんにおける申請内容別件数と、主な申請内容別件数の推移 (静岡労働局)

(※申出内容が複数の場合があるため合計196件。1-1の申出件数と一致しない)

○あっせん申請が最も多いのは「いじめ・嫌がらせ」で75件(38.3%)。全体の4割弱を占めている。平成27年度から4年連続で最も多く、前年度から2件増(+2.7%)。



平成30年度 あっせんの紛争内容別内訳

あっせんの主な紛争内容別件数の推移 (「その他の労働条件」「その他」を除く)

## 2 均等法、育・介法、パート法の施行状況(静岡労働局)

### 2-1 相談の状況について(静岡労働局)

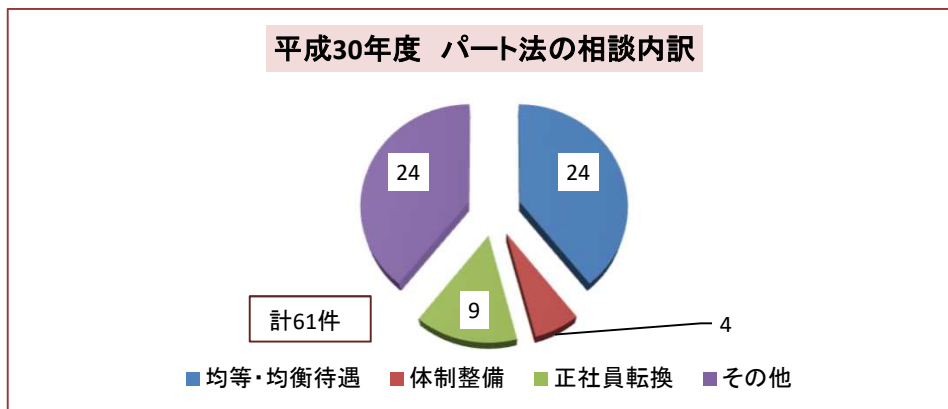
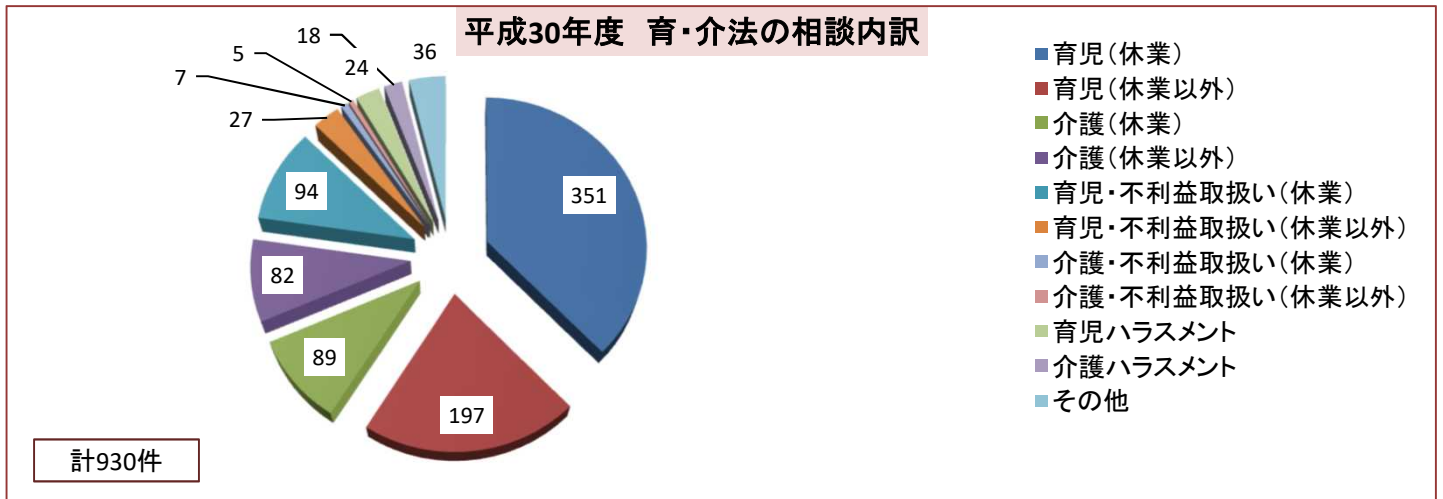
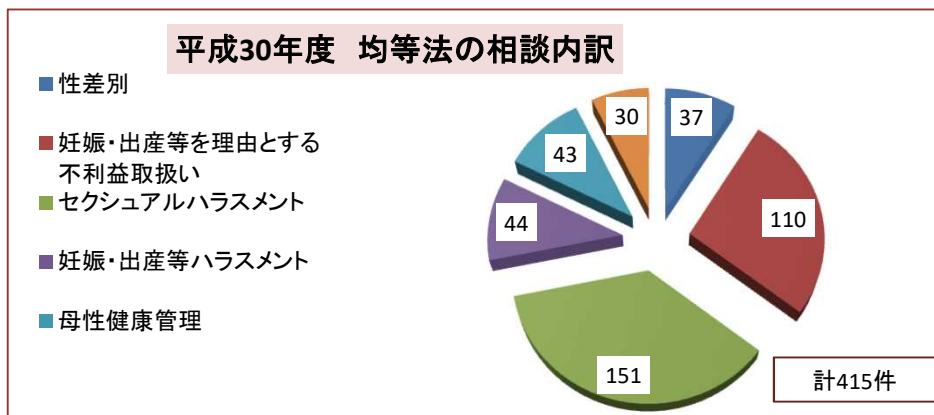
○男女雇用機会均等法に係る相談は415件。

最も多かったのは「セクシュアルハラスメント」に関する相談で151件(36.4%)、全体の3割強を占めている。

次いで「妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い」に関する相談で110件(26.5%)だった。

○育児・介護休業法に関する相談は930件。

最も多かったのは「育児休業制度」に関する相談で351件(37.7%)、次いで「休業以外の育児関係制度」に関する相談で197件(21.2%)。上位2つで全体の6割弱を占めている。



## 2-2 行政指導の状況について(静岡労働局)

- 均等法に関して行った行政指導で最も多かったのは「妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置」に関してで213件(33.2%)。次いで「セクシュアルハラスメント防止対策」が198件(30.8%)。
- 育・介法に基づく行政指導で最も多かったのは、「育児・介護休業等に関するハラスメント防止措置」に関してで、育児・介護合わせて384件(24.4%)だった。
- 均等法、育・介法とも、平成29年1月の育・介法、均等法の改正、10月の育・介法の改正に関する行政指導が多く、各事業所に改正法の徹底を行った。

### 【均等法に基づく行政指導】

○訪問事業所:276件

○助言・指導件数:642件

- 内訳 第1位「妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置」・・・213件(33.2%)  
第2位「セクシュアルハラスメント防止措置」・・・198件(30.8%)  
第3位「母性健康管理(措置の実施)」・・・118件(18.3%)

### 【育・介法に基づく行政指導】

○訪問事業所:255件

○助言・指導件数:1,574件

- 内訳 第1位「介護休業等に関するハラスメント防止措置」・・・194件(12.3%)  
第2位「育児休業等に関するハラスメント防止措置」・・・190件(12.1%)  
第3位「介護休業制度」・・・169件(10.7%)

### 【パート法に基づく行政指導】

○訪問事業所:239件

○助言・指導件数:625件

- 内訳 第1位「労働条件の文書交付等」・・・169件(27.0%)  
第2位「通常の労働者への転換」・・・134件(21.4%)  
第3位「相談のための体制の整備」・・・120件(19.2%)

## 2-3 紛争解決援助の状況について(※)(静岡労働局)

※ 各法に定める紛争について、当事者の希望等に応じて「労働局長による助言・指導・勧告」(行政機関による援助)又は「調停会議による調停」(弁護士等の労働問題の専門家である調停委員による援助)によって解決を援助します。いずれも、紛争当事者(事業主と労働者)の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした制度です。

### 【均等法・育・介法に基づく紛争解決の援助】

○労働局長による助言等:5件

内訳:「妊娠等解雇・不利益」5件

○調停:2件(内訳:「妊娠、出産等に関するハラスメント」1件、「休業に係る不利益取り扱い」1件)